

# 公費負担制度Q&A

令和3年9月1日  
令和4年7月1日一部改正

浅川町選挙管理委員会

1 共通事項.....	1
(1) 公費負担の対象.....	1
(2) 契約書の作成.....	1
(3) 契約する金額.....	2
(4) 公費負担の金額.....	2
(5) 使用証明書の交付.....	2
(6) 書類の保管①.....	3
(7) 書類の保管②.....	3
(8) 情報公開の対象.....	3
2 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ).....	4
(1) 公費負担の対象.....	4
(2) 複数台を借り入れる場合の公費負担の対象.....	4
(3) ハイヤー契約(一括契約).....	4
(4) 装備品等の付帯料金①.....	4
(5) 装備品等の付帯料金②.....	5
(6) 選挙運動期間前からの借入れ.....	5
(7) 契約書に記載する借入期間.....	6
(8) 月極(1ヶ月)契約による借入れ.....	6
(9) レンタカー許可業者以外からの借入れ.....	7
(10) 選挙運動自動車の借入額.....	7
(11) 親族からの選挙運動自動車の借入れ.....	8
3 選挙運動用自動車の使用(燃料の供給).....	8
(1) 公費負担の対象.....	8
(2) 選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代.....	8
(3) 2社以上のガソリンスタンドでの給油.....	8
(4) 投票日の給油.....	9

(5) 給油量、給油金額の記録.....	9
4 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）.....	9
(1) 公費負担の対象.....	9
(2) 選挙運動自動車以外を運転した場合.....	10
(3) 選挙運動期間以外の運転.....	10
(4) 運転手の宿泊代.....	10
(5) 複数の運転手との契約.....	10
(6) 同一日に複数の運転手が運転した場合.....	11
(7) 法人との運転手契約.....	11
(8) 親族が運転した場合の公費負担.....	11
5 選挙運動用ビラの作成.....	12
(1) 公費負担の対象.....	12
(2) 公費負担の上限枚数と上限単価.....	12
(3) 公費負担額の計算方法.....	12
6 選挙運動用ポスターの作成.....	13
(1) 公費負担の対象①.....	13
(2) 公費負担の対象②.....	13
(3) 選挙運動用ポスター以外の印刷物を一括発注した場合.....	13
(4) 公費負担の上限枚数と上限単価.....	14
(5) 公費負担額の計算方法.....	14
(6) 作成するポスターの上限枚数.....	15
(7) 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターの一括発注.....	15

## I 共通事項

### (1) 公費負担の対象

【Q】 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがあるのか。

【A】 次の費用が公費負担の対象となります。ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

#### ①選挙運動用自動車の使用

1) 【ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）】

○自動車の一括契約に係る費用

2) 【ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）】

○自動車の借入費用（レンタカー契約）

○自動車の燃料代

○運転手の雇用費用

※1)と2)の併用はできません。

#### ②選挙運動用ビラの作成

#### ③選挙運動用ポスターの作成

※①～③については、業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

### (2) 契約書の作成

【Q】 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。

【A】 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要があります。また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

① 有償契約であること。

② 契約期間の記載があること。

- ③ 契約金額(内訳金額を含む)の記載があること。
- ④ 車両が特定(車種,登録番号等)されていること。
- ⑤ 契約年月日の記載があること。
- ⑥ 借受人が候補者であること。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えありません。

### **(3) 契約する金額**

【Q】「法律で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題はあるか。

【A】法律は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であるので、契約内容(金額、数量)の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

### **(4) 公費負担の金額**

【Q】選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。

【A】公費負担制度は、法律で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担するが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなります。

### **(5) 使用証明書の交付**

【Q】使用証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提

出後すぐに行うべきか。

- 【A】それぞれの契約履行後に行ってください。使用証明書は、いずれも実績に基づき作成するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

#### **(6) 書類の保管①**

- 【Q】公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがあるか。

- 【A】納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられています。

#### **(7) 書類の保管②**

- 【Q】選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しい。

- 【A】契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要となります。納品書等の書類は、事実関係を証明するための書類であり、大切に保管してください。書類がない場合、公費負担できない可能性があります。

#### **(8) 情報公開の対象**

- 【Q】町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。

- 【A】町に提出された公費負担に係る関係書類は、原則全て情報公開の対象となります。

## 2 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

### （1）公費負担の対象

【Q】 公費負担の対象となるのはどのような自動車か。

【A】 主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台が対象となります。

### （2）複数台を借り入れる場合の公費負担の対象

【Q】 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのだが、3台とも公費負担の対象になるのか。

【A】 公費負担対象は選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

### （3）ハイヤー契約（一括契約）

【Q】 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点はあるか。

【A】 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

### （4）装備品等の付帯料金①

【Q】 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。

【A】 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となります。  
なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対

人、対物等の保険)の料金が含まれています。したがって、別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはなりません。

※免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

## (5) 装備品等の付帯料金②

【Q】 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となるのか。

【A】 車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象となりません。車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要です。

## (6) 選挙運動期間前からの借入れ

【Q】 選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。

【A】 公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であるため、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となり請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。



## (7) 契約書に記載する借入期間

【Q】 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。

【A】 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものです。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

## (8) 月極(1ヶ月)契約による借入れ

【Q】 月極(1ヶ月)契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額はいくらとなるのか。

(例) 月極契約金額 155,000円(契約期間 31日間)

【A】 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度となっているため、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することとなります。しかしながら、1ヶ月で〇〇万円といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約をしている場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額(16,100円を超える場合は、16,100円)について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。したがって、事例の場合は、契約金額155,000円を契約日数の31日で除して算出した1日あたりの金額5,000円について、選挙運動期間中に使用した日数を乗じた金額が公費負担の対象となります。

## (9) レンタカー許可業者以外からの借入れ

【Q】 レンタカー業は、道路運送法第80条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡してできないと聞いたが、選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできないのか。

【A】 公費負担制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。

① 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。）からの借入れ

② ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

※道路運送法（抜粋）

（有償貸渡し）

第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

## (10) 選挙運動自動車の借入額

【Q】 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのか。

【A】 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものであります。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であることから、契約内容（金額、数量）の妥当性等について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

### **(11) 親族からの選挙運動自動車の借入れ**

【Q】 自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。契約は締結している。

【A】 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

## **3 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）**

### **(1) 公費負担の対象**

【Q】 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

【A】 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となります。

### **(2) 選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代**

【Q】 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となるのか。

【A】 選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象になりません。

### **(3) 2社以上のガソリンスタンドでの給油**

【Q】 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

【A】 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。）。ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要です。

#### (4) 投票日の給油

【Q】投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

【A】公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象となりません。

#### (5) 給油量、給油金額の記録

【Q】燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。

【A】公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず、選挙運動自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要です。

### 4 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

#### (1) 公費負担の対象

【Q】選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

【A】選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります（1日あたりの上限額12,500円）。なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

## (2) 選挙運動自動車以外を運転した場合

【Q】 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっているが、この運転手の雇い入れ費用は全額公費負担の対象となるのか。

【A】 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

## (3) 選挙運動期間以外の運転

【Q】 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となるのか。

【A】 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。したがって、選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

## (4) 運転手の宿泊代

【Q】 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となるのか。

【A】 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転した場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはなりません。

## (5) 複数の運転手との契約

【Q】 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。

【A】 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となる。同一日に運転業務が重ならない場合、それぞれが公費負担の対象となりますが、それぞれの運転手と契約する必要があります。しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、

候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

#### **(6) 同一日に複数の運転手が運転した場合**

【Q】 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになるのか。

【A】 公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象とはなりません。2人目の運転手の報酬については、労務者としての報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられます。

#### **(7) 法人との運転手契約**

【Q】 選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、この場合公費負担の対象となるのか。

【A】 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象とはなりません。なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができます。

#### **(8) 親族が運転した場合の公費負担**

【Q】 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

【A】 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいう。

## 5 選挙運動用ビラの作成

### (1) 公費負担の対象

【Q】 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラか。

【A】 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

### (2) 公費負担の上限枚数と上限単価

【Q】 公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はあるのか。

【A】 公費負担の対象となるビラの上限枚数は、公職選挙法で定められた頒布可能枚数と同じです。

○上限枚数 町議選 1,600枚

町長選 5,000枚

○上限単価 7円73銭/枚

### (3) 公費負担額の計算方法

【Q】 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

【A】 上記の場合、全額を公費負担できない場合があります。「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められています。公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなります。具体的には、次のとおりです。

[例]

町議選の場合

① 上限枚数 1,600枚 ② 上限単価 7円73銭

③ 作成枚数 1,700枚 ④ 作成単価 7円

≪正しい計算方法≫

(公費負担の対象枚数) → 上限枚数と作成枚数を比較し少ない方

①、③の少ない方……1,600枚 (A)

(公費負担の対象単価) → 上限単価と作成単価を比較し低い方

②、④の低い方……7円 (B)

(公費負担額) → 対象枚数に対象単価を乗じる。

$(A) \times (B) = 11,200$ 円

≪誤った計算方法≫

「上限枚数×上限単価」で算出される額、12,368円(1,600枚×7円73銭)

を上限額と誤解し、11,900円(1,700枚×7円)を公費負担額と誤って算出。

## 6 選挙運動用ポスターの作成

### (1) 公費負担の対象①

【Q】 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターか。

【A】 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

### (2) 公費負担の対象②

【Q】 選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。

【A】 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられますが、金額・作成枚数には上限があります。

### (3) 選挙運動用ポスター以外の印刷物を一括発注した場合

【Q】 選挙運動用ポスターと併せて、その他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか。



【A】 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となります。選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象とはなりません。

#### (4) 公費負担の上限枚数と上限単価

【Q】 公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はあるのか。

【A】 上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出します。

上限枚数の算出方法は次のとおり。

上限枚数 = 当該選挙区のポスター掲示場数37枚（令和5年8月現在）

また上限単価の算出方法は次のとおり。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = 9,089 \text{ 円}$$

ポスター掲示場数

（1円未満の端数は切上げ）

#### (5) 公費負担額の計算方法

【Q】 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

【A】 上記の場合、全額を公費負担できない場合があります。「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められています。公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなります。具体的には、次のとおりです。

[例]

①上限枚数 37枚 ②上限単価 9,089円

③作成枚数 40枚 ④作成単価 8,000円

《正しい計算方法》

（公費負担の対象枚数）→ 上限枚数と作成枚数を比較し少ない方

①、③の少ない方………37枚 (A)

(公費負担の対象単価) → 上限単価と作成単価を比較し低い方

②、④の低い方 ……8,000円 (B)

(公費負担額) → 対象枚数に対象単価を乗じる。

(A) × (B) = 288,000円

≪誤った計算方法≫

「上限枚数×上限単価」で算出される額336,293円(37枚×9,089円)を上限額と誤解し、320,000円(40枚×8,000円)を公費負担額と誤って算出。

#### (6) 作成するポスターの上限枚数

【Q】 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はあるのか。

【A】 ポスター作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、上限枚数が定められています。なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものです。

#### (7) 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターの一括発注

【Q】 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいか。

【A】 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区別することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。